

本送信票を含み 1枚

令和5年9月1日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	<p>令和3年度及び令和4年度のすこやか両津の業務委託契約において、決裁を受けずに契約書に公印を押印した公文書偽造にあたるもの11件、支出負担行為伺票の決裁を受けずに支出したのものなど、計59件の不適正な事務処理が発生した。また、歳入に関する調定票118件の決裁を受けず、収入の処理を行った。</p> <p>あわせて、防疫等作業手当(コロナ手当)を年度内に対象者へ支給しなかったことにより、県の補助金約200万円を受け取ることができなかった。</p>	
被処分者所属 及び処分内容	両津支所職員 (係長級 50歳代)	停職6月間 主任に降任
	両津支所職員 (課長補佐級 50歳代)	減給10分の1 2月間
監督者の処分等	社会教育課職員(課長補佐級 50歳代)	減給10分の1 1月間
	社会福祉部職員(部長級及び課長級 50歳代)	戒告
処分日	令和5年9月1日付け	
特記事項	<p>市長コメント</p> <p>今回の事案は、法令を遵守すべき公務員として、市民の皆様の信頼を著しく損なうものとなり、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、上司による業務進捗管理を再度徹底するとともに、伝票起票と決裁の仕組みを改めるなど、再発防止策に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。</p>	
担当	総務部 総務課 課長 谷川 直樹	
連絡先	TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300	

送信元：佐渡市役所秘書広報課
 広報広聴係

T e l : 0259-63-4679

F a x : 0259-63-3300

